

令和４年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第８回）議事録

■日時 令和４年１０月１７日（月）午前１０時００分～午前１０時５９分

■場所 ＷＥＢによるオンライン会議

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、荒井委員、奥委員、玄委員、小林委員、高橋委員、水本委員、森川委員

■議事内容

１ 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議

世田谷清掃工場建替事業

⇒ 大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物及び温室効果ガスについて審議を行い、大気汚染 騒音・振動共通、悪臭、騒音・振動、廃棄物及び温室効果ガスの事項に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

２ 環境影響評価書案に係る質疑及び審議

（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業【３回目】

⇒ 前回に引き続き、選定した項目について、質疑及び審議を行った。

令和 4 年度「東京都環境影響評価審議会」
第一部会（第 8 回）
速 記 録

令和 4 年 10 月 17 日（月）
Web によるオンライン会議

(午前 10 時 00 分開会)

○藤本政策調整担当部長 それでは、東京都環境影響評価審議会第一部会を開催いたします。

本日は御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。

現在、委員 12 名のうち 9 名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

これより、令和 4 年度第 8 回第一部会の開催をお願いいたします。なお、本日は、傍聴の申し出がございます。

部会長、よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は、傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入室させてください。

(傍聴人入室)

○齋藤第一部会長 それでは、ただいまから第一部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議、「(仮称)北青山三丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る質疑及び審議(3 回目)、「その他」となります。

○齋藤第一部会長 それでは、次第 1 の「世田谷清掃工場建替事業」環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議を行います。

それではまず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○藤本政策調整担当部長 それでは、資料 1-1 を御覧ください。

1. 選定した環境影響評価の項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、景観、廃棄物、温室効果ガスの 11 項目です。選定した評価項目について御意見がございます。後ほど御説明いたします。

2. 選定しなかった環境影響評価の項目は、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、風環境、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場の 6 項目です。これについての意見はありませんでした。

3. 都民の意見書及び周知地域区長の意見は別紙のとおりとなります。

次のページにお移りください。

1. 意見書等の件数は、都民からの意見書は0件、周知地域区長からの意見は、世田谷区長の意見が1件、合計1件でございました。

2. 周知地域区長からの意見です。要約して説明いたします。世田谷区長から全般的事項の意見として、過去の運転状況等を踏まえ既存工場の解体にあたり有害物質の飛散等が起こらないように、細心の注意を払うよう求める意見や、適切な予測・評価を実施するよう求める意見、地域特性に関する情報を十分に把握するよう求める意見がございました。

また、環境影響評価の項目に係る意見として、

大気汚染について、建設機械の稼働及び工事車両の走行や施設の稼働の影響について、調査地域を明確にした上で、適切な予測・調査の実施を求める意見がございました。

悪臭についての意見としては、調査地域を明確にした上で、適切な予測・調査の実施を求める意見がございました。

騒音・振動についての意見として、建設機械の稼働及び工事車両や施設の稼働及びごみ収集車両等の影響について、調査地域を明確にした上で、適切な予測・調査の実施を求める意見がございました。

土壌汚染についての意見として、調査地域を明確にした上で、適切な予測・調査の実施を求める意見がございました。

地盤についての意見として、掘削工事及びそれに伴う山留壁の設置による地盤の影響について、調査地域を明確にした上で、適切な予測・調査の実施を求める意見がございました。

また、地下構造物の存在による地盤への影響も予想されることから、評価項目として加え、調査地域を明確にした上で、適切な予測・調査の実施を求める意見がございました。

水循環についての意見として、掘削工事及び地下構造物の存在による地下水の水位、流況、湧水への影響について、調査地域を明確にした上で、適切な予測・調査の実施を求める意見がございました。

日影についての意見として、計画建築物により生じる日照阻害について、調査地域を明確にした上で、適切な予測・調査の実施を求める意見がございました。

電波障害についての意見として、計画建築物及び施設の稼働や建設機械の稼働による電波障害への影響について、調査地域を明確にした上で、適切な予測・調査の実施を求める意見がございました。

景観についての意見として、地上構造物の景観への影響について、調査地域を明確にした上で、適切な予測・調査の実施を求める意見がございました。

廃棄物についての意見として、既存建築物等の解体・撤去の際は、事故履歴等を調査し、適切に廃棄することや、計画建築物の建設により発生する廃棄物及び建設発生土の影響について、調査地域を明確にした上で、適切な予測・調査の実施を求める意見がございました。

温室効果ガスについての意見として、施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出による影響について、適切な予測・調査を求める意見がございました。

その他の意見として、環境影響評価の手続きを進めるにあたり、地域住民への情報提供をするとともに、丁寧な説明や十分な理解が得られるよう求める意見がございました。また、工事期間中及び供用後における温室効果ガスの発生を低減するため、機材・工法及び施設・設備の資材等の選定にあたり、十分留意するよう求める意見がございました。

それでは、前のページへお戻りください。

選定した環境影響評価の項目について意見がございました。

まず、【大気汚染、騒音・振動 共通】です。

ごみ収集車両等の走行による影響については、施設規模の増加に伴いごみ収集車両台数の増加も見込まれることから、ごみ収集地域、収集量等処理計画を詳細に検討し、関連車両台数の設定及び主要走行経路における予測・評価を行うこと。

【悪臭】です。

施設の稼働に伴う悪臭の予測にあたっては、本事業による悪臭防止対策を基に類似事例等を参照する方法によるとしていることから、参照する事例等の本事業との類似性を明らかにした上で予測・評価すること。

【騒音・振動】です。

本事業では、施設規模及びごみ処理方式の大きな変更が計画され、設備機器の能力、配置等が既存施設と異なることが想定されることから、予測条件の設定においては設備計画等を詳細に検討し、施設の稼働に伴う騒音・振動の予測・評価を行うこと。

【廃棄物】です。

施設の稼働に伴う廃棄物の予測では、発生する廃棄物の種類、量、処理方式等を検討し、類似事例に基づき予測するとしているが、本事業では、施設規模及びごみ処理方式が既存施設と大きく異なる計画であることから、予測に用いる事例の本事業との類似性を明らかにした上で予測・評価すること。

最後に【温室効果ガス】です。

本事業では、施設規模、ごみ処理方式が既存施設と大きく異なる計画であることから、計

画施設の稼働に伴うエネルギー使用量、ごみ焼却量及び発電量等について、計画内容に合わせた設定根拠を示した上で、温室効果ガス削減量を予測・評価すること。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部長 ありがとうございました。

今のは、資料 1-1 と資料 1-2 も併せて御説明いただいたということになるのでしょうか。

○藤本政策調整担当部長 資料 1-1 だけです。

○齋藤第一部長 はい、分かりました。

では、ただいま御説明をいただきましたので、選定した環境影響評価項目において、大気汚染、騒音・振動 共通、悪臭、騒音・振動、廃棄物、温室効果ガスについて意見がありました。項目を御担当されています委員の皆様から補足の説明等をお願いしたいと思います。

それではまず、初めに大気汚染とそれから悪臭に関連して、森川委員から御説明があればよろしくお願いいたします。

○森川委員 特に追加というわけではないですが、確かにこの施設が非常に規模というか処理能力が、これまでより非常に大きくなることから、大分その収集の作業とか、その車両の数とか、どこまで集めに行ってくるとか、そういうあたりが全く違ってくるというところから、この意見を入れています。

悪臭にあたっても、既存の施設とはまた違う手法になりますということですので、こういった類似の事例を参照するかということも明確にしてもらいたいということです。

○齋藤第一部長 ありがとうございました。

それでは、騒音・振動を担当されている高橋委員お願いいたします。

○高橋委員 。よろしくお願いいたします。

まず、大気汚染と共通についてですが、森川委員から御説明が今ありましたとおり、収集車両の台数が既存の施設に比べて増加が予想されますので、それから発生する騒音・振動についてきちんとしてほしいという趣旨でございます。

それから、騒音・振動単独の意見ですが、基本的には施設の規模が既存の施設より大きくなるということで、当然その処理用の施設、機械についても大型のものが考えられるということで、それから発生する騒音とか振動の予測評価を規模に応じてきちんとしてほしいという趣旨であります。

ちょっと補足ですが、この文言を修正するというわけではないですが、前回の総会のときに事業者の方に質問したところ、屋上にある換気設備が自然換気タイプだと伺いました。自

然換気タイプというのは、ざっくり言ってしまうと、通気口が貫通しているようなものだと思うので、内部の騒音、特に低周波音ですが、それが外部に直接漏れてくるという可能性もあると考えられます。なので、その点にも注意をして予測評価をしていただきたいと思います。

○齋藤第一部長 ありがとうございました。

それでは、廃棄物の荒井委員、お願いいたします。

○荒井委員 先ほど来、お二人の委員からお話がありまして、本事業について、特徴としてまず施設規模が2倍になること、そして、ごみ処理方式も変更になるということで、現有施設の実績が参考とならないことになります。

したがって、廃棄物、施設の稼働に伴う廃棄物の予測に関しても、類似する予測に用いる事例の類似性を明らかにする必要があるということで、書いてあるとおりのことになります。

○齋藤第一部長 ありがとうございました。

それから、温室効果ガスの項目ですが、本日は堤委員が御欠席です。事務局でコメントを預かっておりましたら御紹介いただけたらと思います。

○藤本政策調整担当部長 はい。コメントを預かっております。読み上げさせていただきます。

本事業は公共性が高く、今後長く使用されていく施設であると考えられます。最大限、温室効果ガスを削減できる事業計画とし、計画内容に合わせた設定根拠を示した上で、予測評価されることを御検討いただければと思います。

以上でございます。

○齋藤第一部長 ありがとうございました。

ただいま各委員から補足の御説明をいただきましたが、いただきました御意見に関して何か、他の委員の方々から御質問、御意見等ございますでしょうか。なお、発言される際には最初にお名前をよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

特にはないでしょうか。

特にないようですが、今日は事業者がいらっしゃらないですが、私1点だけ確認したい、総会のときに確認しそこなったことがあるので、事務局が御存じだったら御回答いただきたいと思います。

計画書の 73 ページに、世田谷区の苦情の件がリスト化されていて、その中で水質汚濁に係るものがあるのですが、その点何か情報をもう少しお持ちでしたら、御紹介いただきたいと思います。

○藤本政策調整担当部長 事務局からでございます。今御指摘いただいた 73 ページの苦情のことについては、情報は事務局では持ち合わせておりません。

○齋藤第一部長 分かりました。これから調査をしてということになると思いますので、機会があるときに御確認いただいて、また審議会に情報提供いただければと思います。

○藤本政策調整担当部長 はい。

○齋藤第一部長 どうもありがとうございました。

特に他の方御意見、御質問はございますでしょうか。

それでは、特に御意見ないようですので、引き続き総括審議を行いたいと思います。事務局から御説明をお願いいたします。

○藤本政策調整担当部長 はい、説明をさせていただきます。資料 1-2 を御覧ください。

「世田谷清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第 1 審議経過

本審議会では、令和 4 年 8 月 31 日に「世田谷清掃工場建替事業」に係る環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表については次のページに審議事項としてまとめております。

第 2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するにあたっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】、【悪臭】、【騒音・振動】、【廃棄物】、【温室効果ガス】の意見となります。

先ほどの、項目別審議の意見の内容と同じですので、説明は省略させていただきます。

第 3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

説明は以上となります。

○齋藤第一部長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして何か御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、私からちょっと一点だけ。

温室効果ガスのところですが、堤委員から御意見が出されて、可能な限り具体化してくださいということだと思っておりますが、ここでエネルギー消費量とごみ焼却量及び発電量等について記載があると思います。

おそらく堤委員のポイントとしては、エネルギー収支をしっかりと取っていただいて最大限エネルギーを回収しているのだということを示していただきたいということなのではないかと推察しますので、ここの項目に細かく書かれているのですが、要点としては、エネルギー収支を明らかにしてくださいということでないかなと思うのですが、その点、事務局どうでしょうか、何か。

もし、可能であれば文言を付けていただくというようなことをお願いしたいと思いますが。私はそう思うのですが、何か他の委員の方でそこまではいらないのではないかなというような意見があれば、またいただきたいと思います。

○藤本政策調整担当部長 はい、部長、ありがとうございます。今のお話は検討させていただいて、また調整させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○齋藤第一部長 はい、分かりました。それでは、そういった点も御配慮いただいてということにしたいと思います。ありがとうございました。

他、どなたか御意見はございますでしょうか。

それでは、玄委員から手が挙がっています。よろしく願いいたします。

○玄委員 今ちょっと確認しているところですが、今回の計画地が準工業地域ですね。その中を見ると、建蔽率と容積率が土地利用として決まっていると思っています。

まだ、この資料は調査計画書ですので、今後は詳細に書いていただけたと思いますが、例えば6ページの既存及び建替え後の施設の概要・構造等のところには、建蔽率とあと容積率等もしっかりと記入していただけないでしょうか。

あとは、高さ制限も31mとなっているのですね。今建替え前、既存の建替え後でも全部約31.0mとなっているので、可能ならば具体的に書いていただければと思っているのですね。

「約」より、例えばこれが制限が 31m ですね。31.1m 超えるとそれは約 31m になってしまふのですが、規制に関しては 31m を超えると多分できないような規制だと思うんですよね。なので、高さについてももっと具体的に書いていただきたいと思います。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。これは、総括審議の中でというよりは、事業者の方に評価書案を作成するときに、より具体的な数値を盛り込んで、より丁寧にしてくださいというようなことを伝えるという形でよろしいでしょうか。

○玄委員 はい。

○齋藤第一部長 それとも、もう少し先生の分野に近いところで答申案に含めるようなことを御要望でしょうか。

○玄委員 最初のほうで結構だと思います。こちらは高さ制限、あとは、建蔽率、容積率も制限がありますので、基準に比べて現段階はそれを超えていないようなことが、すぐ見て分かるようにはっきりしてほしいと思います。

○齋藤第一部長 はい、分かりました。事務局からぜひ事業者にお伝えいただければと思います。そういった対応でよろしいでしょうか。

○藤本政策調整担当部長 はい、事業者に評価書案作成のときに御意見を伝えまして、対応していただくようにしたいと思っております。

○齋藤第一部長 はい、分かりました。玄委員、よろしいでしょうか。

○玄委員 はい、いいです。お願いします。

○齋藤第一部長 どうもありがとうございました。

他に何かございますでしょうか。

水本委員、お願いいたします。

○水本委員 以前も申し上げたことではあるのですが、143 ページのところで、史跡・文化財は今回は対象外ですが、この世田谷区の規定では、2000 m²を超える開発の場合は試掘調査等の対象になっております。

ここには今周知の埋蔵文化財包蔵地ではないので影響がないという、ここはまずは確かなのですが、次の段落のところで、「なお」以下のところが、工事中に埋蔵文化財が発見された場合というのが、上段から下段でも工事に入ることを前提にしています。

ですので、この間に一つ世田谷区の方針に従いますと確認調査が必要になってくる場合があるので、できれば「世田谷区の教育委員会の指導を受けて」というような文言を、一言入れていただければベストだと思いますので、次の評価書案の段階ではその一言は入っていた

だけるように、事務局からの指示していただけないでしょうか。

こちらのホームページからも確認できる情報ですので、できればと思います。よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。事務局、いかがですか。

○藤本政策調整担当部長 はい、先生、ご意見をありがとうございます。事業者にはきちんと伝えて、評価書案のときに対応するようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○水本委員 はい、よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

他いかがでしょうか。どなたかございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、先ほど御説明いただいた内容で次回の総会に報告をさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、次第2の（仮称）北青山三丁目地区市街地再開発事業環境影響評価書案に係る質疑及び審議を行います。まず事業者の方に御出席いただきます。事業者の方は入室をしてください。

（事業者入室）

○齋藤第一部長 事業者の皆様方、本日は御出席ありがとうございます。本事業の審議につきましては、4回審議予定の3回目となります。事業者の出席は今回までとなりますので、委員の皆様には担当いただいている評価項目について、専門的な見地から十分に議論を深めていただきたいと考えております。

本日の進め方ですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。説明ののち事業者の回答内容の再確認を含め、事業者に対する質疑を行います。

質疑が終了しましたら事業者は退出いたします。

その後、次回の総括審議に向けて、各委員より総括審議事項の候補となる事項を上げていただきたいと考えております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○藤本政策調整担当部長 それでは、資料2を御覧ください。資料2は過去2回の部会における審議の内容を整理したものととなります。

委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、大気汚染、騒音・振動、水循環、

日影、風環境、景観、史跡・文化財、温室効果ガス、その他と、都民意見、交通計画等の順序で取りまとめております。合計 15 件、その他が 4 件となりました。

指摘、質問事項等及びそれに対する事業者の説明等は、取扱い欄に前回の日付として 9 月 21 日（9/21）と記載しています。前回の指摘事項等の項目は 12 ページ日影、番号 3、13 ページ日影、番号 4、14 ページ景観、番号 3、15 ページ景観、番号 4、同ページ温室効果ガス、番号 1、16 ページその他、番号 3、番号 4 となります。

要約して内容を御説明いたします。

日影に関して、番号 3 として、環境保全措置の記載内容について質疑が行われました。

また、番号 4 として、B の 1 棟で実施される隅切りにより、日照障害等が緩和されるという誤解を生まないような記述をすることについて質疑が行われました。

景観に関しましては、番号 3 として、高層部を含め周辺との調和を図っていくことについて質疑が行われました。

また、番号 4 として、圧迫感の調査地点について質疑が行われました。

温室効果ガスに関して番号 1 として、温室効果ガス削減の具体的な取組みと情報開示などについて質疑が行われました。

その他に関しましては、工事用車両の滞留対策や駐車場台数の設定について質疑が行われました。

資料の説明は以上でございます。

○齋藤第一部長 どうもありがとうございました。

前回の質疑応答について修正等がございましたら、御意見をいただきたいと思います。発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

なお、事業内容や評価書案に関する質問に関しては、このあとの事業者の方との質疑応答のときをお願いいたします。

いかがでしょうか。

前回の質疑応答については特によろしいでしょうか。

それでは、事業者のほうから何か補足事項等がございますでしょうか。

○事業者 大丈夫です。

○齋藤第一部長 分かりました。事業者の方から特に補足はないということでございます。

それでは、事業内容や評価書案に関しまして、事業者の方との質疑応答を行うことといたします。本日御出席の委員の方から御質問や御意見をいただきたいと思います。よろしくお

願いいたします。

高橋委員から手が挙がっているようです。よろしく願いいたします。

○高橋委員 よろしく願いいたします。

1点だけちょっと確認というか教えてください。

これ、事業者の方に言っても仕方がないのかもしれませんが、153 ページに表 8.2-25 というのがあって、関連車両の走行に伴う道路交通騒音の評価の結果というのですが、これを見ると、No.4 の青山通りのところの夜間の騒音レベルが、環境基準を超過してしまうと。

ただ、これ現況でも超過していて、この事業に伴う関連車両による増加はごくわずかになっているので、事業者の方にこれを言うのはちょっと酷なのですが、この事業による影響ではないと言えると思うのですが、超えてしまっているの、何かしらの対策が考えられるのであれば、やっていただきたいと思うのですが、何かお考えのことがあれば教えてください。よろしく願います。

○齋藤第一部長 事業者の方、いかがでしょうか。

○事業者 日本工営と申します。

工事用車両の走行につきましては、不要なアイドリングの防止を徹底することや、資機材の搬出入に関しましては、走行量の限定や安全走行等を行っていくということと、あと、工事工程の平準化ということを図っていきたいと考えております。

詳細につきましては、まだ事業会社さんが決定しておりませんので、施工会社が決まりました折に詳細について詰めていくというようにしています。

○高橋委員 今お尋ねしたのは工事用車両ではなくて、関連車両のほうで、153 ページの表になります。

○齋藤第一部長 完了後の話ですね。

○事業者 失礼いたしました。

完了後に関しましては、どうしてもそれぞれ関連車両ですので、なかなか周知が難しいところではありますが、空ふかしとか急発進を行わないように周知していくということを考えております。

具体的には、駐車場内に掲示を貼ったりだとか、いろいろそういった具体的な対策はあるかと思いますが、そちらにつきましては、今後検討ということで考えております。

○高橋委員 ありがとうございます。この点は先ほども申し上げましたように、事業者の方に言うのは酷なことなので、できる範囲で何かやっていただければと思います。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、玄委員、お願いいたします。

○玄委員 評価書案の 239 ページを見ると、これは風環境評価において建築後の対策前の結果でありまして、その敷地内にある 3 番、4 番、5 番とか、あと、その右下の方の敷地内を見ても、8 番、9 番、10 番のところを見ると、この対策前は領域 C となっています。

その次のページの 240 ページを見ると、一応先ほど読み上げた箇所において、領域 B に抑えているのですが、実際の結果を見ると領域 B の限界値に近いと言えるかなと思っているのです。

なので、これはもしかしたら領域 C になる場合にもあると思いますので、環境保全措置を徹底していただきたいと思っています。

これは 1 点目で、2 点目は同じく 239 ページの方を見ていくと、南西側の 22 番とか 23 番とかありますね。そして、そのところで見ると、今も建築後対策前も B で対策後も B になっているのですが、評価は変わらないものの、実際の結果がより領域 B の限界値に近づいているので、本来よりは少し風速が強くなっているところもあります。

なので、こういったところも環境措置を徹底していただきたいと思っています。こういうところに気をつけていただいて、行っていただきたいと思っています。よろしいでしょうか。

○齋藤第一部長 事業者の方、御回答をお願いします。

○事業者 UR です。御質問ありがとうございます。

限界に近い数値だということで、領域 C にならないように、しっかりと対策をするようにという御意見だと思いますので、計画の中できちんと対策をしていきたいと思っています。ありがとうございます。

○玄委員 よろしくをお願いいたします。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、他にいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

いかがでしょうか。

私から 1 点、騒音・振動についてですが、前回 8 月 23 日の議論の中で、解体の話が出ていて、今回解体が対象ではないと思いますので、問題でないのかもしれませんが、解体時の騒音・振動をできるだけ抑制するようにということだとは思っています。

配慮をどのようにやられるのか、もう少し具体的に御説明いただければありがたいと思いますが。

○事業者 日本工営です。

詳細については、今後になりますが、一応解体する建物にこういう囲いをするだとか、仮囲いを安全にするというのはもちろんのこと、そういった対策になってくるかと考えております。

○齋藤第一部長 分かりました。アセスの対象ではないので、予測評価をやりなさいという話では、本来的にはないのですが、同等の対応をしてくださるよう、ぜひよろしくお願いいたします。御回答ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。玄委員、もう一度手を挙げられたという理解でよろしいですね。

○玄委員 はい。今日最後と聞いていますので、ちょっと確認できればと思います。

景観について、質問できればと思います。景観のところには、「外壁の素材と色彩について、東京都の景観条例に基づいて行う」と書いているのですが、これはイメージの写真を見ると、ちょっとガラスっぽく見えていて、そうすると、そういったガラスは外側から中は見えないですが、中から外が見えるようになっているのですね。

周辺の地域には多分住宅等もありますので、プライバシーのことは少し気になりました。

見解書を見ると、「プライバシーも配慮する」と書いてあるのですが、それがちょっと緑化の樹木を植えて見えないようにするとなっていますが、建物は結構高いと思うので、どうかなと少し気になりました。

この点について何かありましたら教えていただけないでしょうか。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

これは住民の意見の中にもそういう意見が出ていて、中にはプライバシーに関して非常に心配されている向きもあるかと思います。アセスの直接の対象ではないのですが、事業者の方から、ぜひお考えをお聞かせいただければありがたいと思います。

○事業者 UR から回答させていただきます。

低層部については、評価書案に記載のとおり、緑化とかといったところでプライバシーに配慮していきたいと思っています。

あと、高層部については、上から見た角度とかによって、そういうプライバシーにどういうふうに配慮できるかということを、これから検討をしていって、なるべく皆さんの御心配のないように、計画していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○玄委員 はい、分かりました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部長 ありがとうございました。

それでは、森川委員、お願いいたします。

○森川委員 ちょっと分かればでよろしいので教えていただきたいと思います。

今回の事業で、二酸化窒素の影響が、工事中の建設機械の稼働による影響が少し大きいかなと思って見えています。

使われる建設機械で、発電機の窒素酸化物の排出係数が結構大きいかなと思っていて、この発電機というのはどういった用途で使われるのかなと。都会なので、電気という意味では、もしできれば外部電源とかという可能性もなくはないかなと思っておりまして、これは施工業者さんが決まってからだとかいろいろあるかと思うのですが、そのあたりのことを教えていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、事業者の方、よろしくお願いいたします。

○事業者 御回答いたします。

建設機械の中には、ディーゼルエンジン等だけでなく発電機等、電気を使って稼働させるものがあります。移動しておりますので、商用電源、電線から引っ張ってくる電源では、供給するのが難しいところがございますので、発電機を今は見込んでいたところがございます。

具体的な施工計画はこれからになりますので、実際にどれくらい使うかということは、また詳細を検討していきますが、なるべく数が少なくなるような方向で、詳細を検討できればと考えております。

○森川委員 分かりました。場所が結構移動するということなのですね。

○事業者 はい。建機ですので、移動しながらの施工になります。

○森川委員 分かりました。ありがとうございます。

○齋藤第一部長 ありがとうございました。

実際の工事にあたっては、いろいろ配慮していただいて、森川委員が御指摘になったように、少し通常考えるよりも大きめに取られているのかなという感じもするかもしれないので、ぜひ実際の工事にあたっては御検討いただきたいと思います。

森川委員、ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。何かございますよろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。

項目がいくつか上がっておりますが、特に御意見はなしということでよろしいでしょうか。

それでは、特に御発言がないということですので、これにて質疑は終了したいと思います。

事業者の皆様方に関しましては、3回にわたりましておいでいただきましてありがとうございました。今後ともぜひよろしくお願いいたします。

○事業者 ありがとうございました。

○齋藤第一部長 それでは、退室をお願いいたします。

(事業者退室)

○齋藤第一部長 それでは、以上の議論を踏まえまして、次回の総括審議に向けた審議事項の候補を挙げていきたいと思います。委員の皆様から御提案お願いしたいと思います。

まずは大気汚染を御担当の森川委員、いかがでしょうか。

○森川委員 先ほどもちょっと申し上げましたように、二酸化窒素の寄与率が少し大きめなので、そこを事務局の方もコメントいただいているのですが、総括審議に上げさせていただければいいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部長 分かりました。今の二酸化窒素に関することは、今まで議論した1番に関連しているんですか。

○森川委員 そうですね。

○齋藤第一部長 第2次基準、第3次基準、そこら辺も関連しているという理解でよろしいですか。

○森川委員 そうですね。「建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度」です。

○齋藤第一部長 分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、騒音・振動を担当されている高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 騒音・振動に関しては、この審議でも申し上げているように、計画地の北西側とか北東側に周辺の住居が近接しているということが気になっています。

この審議の中では、この解体工事云々ということを強調させていただいたのですが、解体工事に限らず、新築工事に関しても、その辺の近接住宅への影響というのを、可能な限り低減するような措置をとっていただきたいということを上げていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○齋藤第一部長 ありがとうございました。

それでは、日影、風環境、景観の玄委員はいかがでしょうか。

○玄委員 はい。風環境について総括審議に上げていただければと思っています。

風環境については、今ここでこれまで質問していたのですが、それをちょっとまとめると、今日質問したことに全部まとめることができるのではないかなと思っています。

敷地内においては、領域Cになっているところから領域Bに抑えているところがありますが、それが、先ほど言ったように、領域Bの限界値に近づいているので、環境措置を徹底していただきたいということです。

2番目は、それ以外も領域評価としては、領域Bとして変わっていないのですが、風速で見ると風速は強くなっているところがありますので、そのところも含めて、環境措置を設定していただきたいということです。よろしくお願いします。

○齋藤第一部長 分かりました。風環境に関しまして、今御説明いただいた2点を上げさせていただきますと思います。

○玄委員 よろしくをお願いします。

○齋藤第一部長 他はいかがでしょうか。何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にないようですが。一人一人確認したほうがいいですか。

○藤本政策調整担当部長 大丈夫です。

○齋藤第一部長 分かりました。

他に御意見がないようでしたら、ただいま御担当の委員から上げられた、大気汚染で1点、騒音・振動で1点、それから風環境について2点を候補としたいと考えております。

今後、各審議案件については、部長と各項目の委員と個別に相談させていただきたいと思いますが、最終的な案に関しては、部長に一任をしていただくということでお願いしたいと思います。

今、森川委員から手が挙がっていますが、いかがでしょうか。

○森川委員 景観というか、住民の方から「見られるんじゃないか」とかいう懸念が、結構出てたかなと思うのですが、これについては、景観に入るかちょっと分からないのですが、少し配慮いただきたいと言うのはいかがでしょうか。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。プライバシー関係の話でしょうか。

○森川委員 はい、そうです。

○齋藤第一部長 分かりました。

直接アセスの中で対象としていることではないように思うのですが、先ほど、事業者のほうには、そういった住民も含め、それから委員の方々から、そういう懸念があるという意見はさせていただきましたので、ある程度伝わっていると思いますが、具体的に答申という形で何らかそういった点を加えることができるのかどうか、事務局から、事務的な話で結構ですので、御回答いただければと思います。

○藤本政策調整担当部長 御意見ありがとうございます。

今の件につきましては、改めて事業者には事務局からも強くお伝えしたいと思っております。アセスでは関わることはありませんので、事務局から強く言っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○森川委員 分かりました。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

こういうプライバシー等に関しては、東京都のアセスの項目に上がっていないので、答申の中に含めるのはちょっと難しいけれども、先ほど我々から伝えましたが、改めて事務局から、「その点に関して念押しがあった」というような形で、お伝えいただければと思います。

森川委員、御意見ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、最終的には部会長一任ということで御承認いただいたということにしたいと思います。

最後に「その他」ですが、何かございますでしょうか。

特にはよろしいでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして第一部会を終了したいと思います。皆様、御協力どうもありがとうございました。

傍聴人の方は、退室ボタンを押して退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

(午前 10 時 59 分閉会)